

高速道路出入口における車幅の許可限度値の明示

昨年12月より高速道路本線については、車幅に関する許可基準を統一し、機構・高速道路会社HPに「車両幅の許可限度値の目安」を掲載しているところです。
今般、「本線が3.3mまで通行可能であっても、出入口に起因して特車申請が不許可となった場合、再申請が必要となってしまうため、予め各出入口の許可基準を示してほしい」というご意見を踏まえ、「車両幅に制限があるインターチェンジについて」の情報を新たにHPに掲載いたします。

新たにHPに追加する情報

○簡易地図上に制限があるインターチェンジが分かるように情報を追加しました。

制限内容	表示
本線の「車両幅の許可限度値<目安>」で通行不可となるインターチェンジ	●●【赤字】

※次頁の一覧表に通行可能な車両幅を記載しています。

※●●はインターチェンジの名称です。

○制限があるインターチェンジの情報(路線、入口・出口、会社名、所在地など)を新たに追加しました。

■車両幅に制限があるインターチェンジについて

No. 1

図に記載がある車両幅の許可限度値<目安>の路線でも、以下の表のインターチェンジ(IC)は、料金所レーン幅等の制限や接続街路などにより通行制限があります。なお、この表は車両長さの諸元が一般的制限値内の場合です。
車両長さの諸元が一般的制限値を超える場合は、ランプ構造や接続街路などにより、車両幅と車両の長さにより通行制限がありますのでご注意ください。
詳細は、各高速道路会社の窓口にお問い合わせください。

NO.	路線	IC名称	入口・出口	会社名	都道府県	備考	
1	道央自動車道	砂川SASスマートIC	入口・出口	3.0mまで通行可	東日本高速道路(株)	北海道	車長12.0m以下
2	道央自動車道	輪厚スマートIC	入口・出口	3.0mまで通行可	東日本高速道路(株)	北海道	車長12.0m以下
3	東北自動車道	白河中央スマートIC	入口・出口	2.5mまで通行可	東日本高速道路(株)	福島県	
4	東北自動車道	鏡石スマートIC	入口・出口	2.5mまで通行可	東日本高速道路(株)	福島県	車長9.0m以下
5	東北自動車道	郡山中央スマートIC	入口・出口	2.5mまで通行可	東日本高速道路(株)	福島県	